

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和6年12月12日（木曜日）
午前10時開会 午前12時20分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 議案の審査
 - 議案第79号 土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
 - 議案第80号 土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - 議案第81号 土浦市職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 議案第93号 財産の取得について（消防庁舎整備事業に伴う用地取得）
 - 議案第97号 財産の貸付について
 - (2) その他の報告事項
 - ①追加議案の提出について
 - ②災害時における班別初動対応訓練結果について
 - (3) 請願・陳情の審査
 - 受理番号19 土浦市さわやか環境条例に関する陳情書
 - 受理番号20 明るく正しい選挙の啓発に関する陳情書
 - (4) その他
 - 4 閉会
-

出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	滝田	賢治
委員	古沢	喜幸
委員	篠塚	昌毅
委員	小坂	博
委員	目黒	英一
委員	菅井	歩美
委員	柳澤	健二

説明のため出席した者（30名）

市長公室長	山口 正通
総務部長	塚本 哲生
市民生活部長	水田 和広
消防長	檜山 保明
議会事務局長	櫻井 良哉
消防次長	堀本 良博
秘書課長	浅川 邦子
政策企画課長	佐々木 啓
行政経営課長	天貝 健一
D X 推進課長	土田 俊紀
財政課長	瀬古澤 時人
広報広聴課長	富田 知伸
総務課長	細野 賢司
防災危機管理課長	大橋 博
人事課長	塚本 浩幸
管財課長	皆藤 秀宏
課税課長	田中 裕之
納税課長	北島 康雄
市民活動課長	大貫 三千夫
人権推進課長	福原 守
生活安全課長	中山 悟
市民課長	菊田 宏巳
環境保全課長	日高 寿志
環境衛生課長	羽成 健之
消防総務課長	持丸 恒次
予防課長	比氣 武行
警防救急課長	堀越 一良
議会事務局次長	元川 宏
監査委員事務局長	藤井 徹
会計管理者	佐野 善則

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○**奥谷委員長** おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。それでは、協議事項（１）議案の審査に入ります。議案第79号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○**土田DX推進課長** それでは、資料1をお願いいたします。議案第79号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。本条例は、マイナンバーの利用並びに特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めたものでございます。1の改正理由でございます。地方公共団体は、住民基本台帳や地方税等の基幹業務システムを、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、国が整備しました標準化基準に適合するシステムへ、令和7年度末までの移行完了を目指しております。そのような中、本市におきましては、令和7年1月6日から標準準拠システムへの移行を段階的に進めてまいります。システムの移行に伴いまして、住登外者（住民登録外登録者）の登録・管理を行います住登外者宛名番号管理機能を扱う事務につきましては、マイナンバーの独自利用事務等と同様に、国より条例に定めるよう通知がございましたので、各事業に住登外者の情報の管理に関する事務を追加するため、本条例の一部改正を行うものでございます。2の改正内容でございます。（１）別表第1の改正でございます。2ページをお願いいたします。独自利用事務として、マイナンバーの利用範囲において、市長部局及び教育委員会の事務に「住登外者宛名情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」の文言を追加いたします。（２）別表第2及び別表第3の改正でございます。3ページをお願いいたします。特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務といたしまして、別表第2の各事業の事務に「住登外者宛名情報」の文言を追加いたします。下段の表をお願いいたします。教育委員会が市長部局から情報提供を受ける事務に「住登外者宛名情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」など文言を追加いたします。1ページにお戻りいただきまして、3の施行日でございますが、令和7年1月6日から施行いたします。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○**奥谷委員長** それでは、質問もないようですので採決に移ります。議案第79号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**奥谷委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第79号は原案どおり決しました。つぎに、議案第80号土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

を議題といたします。執行部より説明願います。

○塚本（浩）人事課長 人事課です。それでは、資料2を御用意願います。議案第80号土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、令和7年4月からフレックスタイム制を導入するため、条例の一部を改正するものです。1番の一部改正の理由でございますが、市職員の柔軟な働き方を推進することにより、職員一人ひとりの能力の発揮、ワークライフバランスの実現及び健康の確保を図るため、フレックスタイム制を導入するための所要の改正を行うものです。フレックスタイム制につきましては、その下米印に記載のとおりでございます。2番の改正の内容ですが、まず、(1)のフレックスタイム制の導入をするため、第3条に「任命権者は、公務の運営に支障がないと認める場合には、市規則で定めるところにより、職員の申告を経て、市規則で定める期間内の勤務時間が、1週間当たり38時間45分となるよう始業及び終業の時刻を変更することができる旨の条文を追加するものです。なお、フレックスタイム制については、条例のほか、市規則においても詳細を定める必要がございますが、その内容は、表のとおりでございます。また、(2)休憩時間の柔軟化につきましては、職員の1日の勤務時間が変更されることに伴い、職員の休憩時間を一斉に与えないことができる場合について、以下のカタカナのアからウまでの三つを定めるものです。3番施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。2ページは、改正案文、また資料2の別添は、条例案の新旧対照表でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 まず、リモートで自宅で勤務した場合もこのフレックスタイムを採用するにはどのようにするのかというのが1点と、休日出勤でイベントに出勤していた場合のフレックスタイムというののどのようにしていくのかをお伺いいたします。

○塚本（浩）人事課長 まず、リモートでございますが、リモートについては今のところフレックスということは考えてございませんで、基本的に庁舎のほうへ出勤している職員が対象ということで考えてございます。また、イベントにつきましても、イベントの開始時間、それから終了時刻等もございますので、なかなかフレックスになじむものではないかなということで今現在考えてございます。以上でございます。

○柳澤委員 事前の委員会でもお伺いしたことはあるんですけども、例えばコアタイムがあって、10時から16時というのがあって、そこから一度、1時間や2時間やら子供の迎えですとかそういったことを済ませてからまた戻ってきて、新たに就業するというような形態の導入についてのお考えはあるということでよろしかったでしょうか。

○塚本（浩）人事課長 こちらは事前委員会の時にも一度御質問があったかと思うんですが、今現在、職員の中には途中、勤務時間中に用事のために時間休をとるという勤務形態をしている職員もございます。このフレックスタイム制につきましては、始業時間と終業時間を変えるということですので、今柳澤委員からありましたように、例えば子供の迎えなどということであれば、その時間については時間休をとって休んでいただくというような形になろうかと思えます。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかに、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、質疑も出尽くしたようですので、採決に移ります。議案第80号土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第80号は原案どおり決しました。つぎに、議案第81号土浦市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○塚本(浩)人事課長 それでは資料3、議案第81号土浦市職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明いたします。1番の一部改正の理由でございますが、本市におきましては、本年4月から定年引上げ職員について、管理職以外の職として、主任等として配置したところでございます。しかしながら、この主任という職名につきましては、本年4月以降、現職の主任と定年引上げ職員とが混在することとなったため、市民等から分かりづらい、また、定年引上げ職員本人のモチベーションの低下にもつながるなどの課題がございました。このようなことから、定年引上げ職員の職名に調整官という職名を新設するとともに、定年退職後、希望により65歳まで勤務可能な暫定再任用職員のうち、施設の管理責任等の困難な業務を処理する職員の職務の級を4級とするため、所要の改正を行うものでございます。2番の改正の内容につきましては、(1)土浦市職員の給与に関する条例の別表1に定める行政職給料表等級別基準職務表中4級の職務の級の基準となる職務に、右側の改正後のとおり、2として調整官の職務、3として困難な業務を処理する主任の職務を追加するものでございます。(2)につきましては、条例の別表2で、消防職給料表等級別基準職務表でございまして、内容につきましては同様でございます。3番、施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。なお、2ページに改正案文、資料3別添は新旧対照表でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、質問もないようですので採決に移ります。議案第81号土浦市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第81号は原案どおり決しました。つぎに、議案第93号財産の取得について(消防庁舎整備事業に伴う用地取得)を議題といたします。執行部より説明願います。

○持丸消防総務課長 資料につきましては、資料4議案第93号財産の取得についてをお聞きください。消防庁舎整備事業に伴う財産の取得について御説明させていただきます。財産の目的でございますが、消防庁舎整備事業に伴う用地取得でございます。南部を管轄する2署を統合し、新消防署を建築するための用地取得が目的となり、この度、

買収いたします土地の所在地につきましては、右籾地内国道125号バイパスと県道土浦龍ヶ崎線の交差点南東側の場所となり、右籾字内路地1036番ほか23筆でございます。地目につきましては、畑、田、山林となっております、買収面積6,998.14平方メートル、買収の方法といたしましては随意契約、買収価格といたしまして6,021万8,914円、買収の地権者10名となっております。2ページをお願いいたします。こちらは参考資料となりますが、こちらの中央の赤の部分が買収予定の土浦市右籾字内路地1036番ほか23筆の事業用地位置図でございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 普通公共事業の場合に、土地を取得する場合にね、何百万、何千万以下は無税になるとかありますよ、そういう制度ね。これはそれに該当するんですかね。

○持丸消防総務課長 消防総務課です。今議員のおっしゃったとおり、該当の所がありますので、その手続も水戸法務局と調整して今進めているところでございます。

○奥谷委員長 ほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、質問もないようですので採決に移ります。議案第93号財産の取得について、消防庁舎整備事業に伴う用地取得については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第93号は原案どおり決しました。つぎに、議案第97号財産の貸付けについて、執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課でございます。それでは議案第97号財産の貸付けのほうをお願いいたします。現在本庁舎の一部、地下1階部分についてなんですが、株式会社カスミに貸し付けてございます。令和7年9月23日をもちまして、貸付期間が満了とすることから、引き続き10年間、株式会社カスミに貸付けを行うに当たりまして、算出した賃料について地方自治法の第96条第1項の第6号に、適正な対価なくして財産を譲渡し、もしくは貸し付ける場合につきましては、議会の議決が必要という規定に該当いたしますことから、議会の議決をお願いするものでございます。議案の内容でございますが、貸付けの目的でございます。庁舎の一部を商業施設として貸付け、貸付面積4,065.1平米。貸付けの相手方はつくば市本社の株式会社カスミでございます。貸付金額は税別で年額1,372万3,332円。貸付期間は令和7年9月24日から令和17年9月23日までの10年間という内容でございます。つづきまして、契約の内容の詳細でございます。次ページをお願いいたします。地下店舗導入の経緯等でございます。平成25年度に新庁舎整備に合わせまして、市民生活の利便性確保、中心市街地の活性化、にぎわいの創出といったものを図るために、出店公募を行ったわけでございますが、応募業者がなかったことから、公募要領を作成時の聞き取り調査等で出店意欲のあった株式会社カスミとの協議を重ねまして、契約を締結したものでございます。この度の再契約についてでございますが、現契約におきまして、契約書のほうに甲及び乙、

協議の上本契約の満了の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができるという記載がございます。また、本年5月8日に株式会社カスミ様のほうから新たに10年間の出店継続意向書というものが提出されたことから、賃料等を含め協議を進めていたものでございます。主な再契約の内容でございますが、2の現在の貸付期間及び更新後の貸付予定期間でございますが、(1)につきましては現在の貸付期間でございます、7年の9月23日で10年間でございます。再契約の貸付期間につきましては、令和7年9月24日から10年間の17年9月23日まででございます。つぎに、貸付金額でございますが、3の現在の貸付金額及び再契約の貸付金額案のほうを御覧いただきたいと存じます。(1)につきましては、現在の貸付期間で一坪当たり1,000円、こちらは当時の不動産鑑定額から当時話し合いによりまして、この金額に減額をしたものでございます。(2)の再契約の一坪当たり930円の賃料でございますが、現在の不動産鑑定価格が当初に比べて7%下落しておりますので、その下落率を乗じた金額でございます。年額にしては1,372万3,332円というものでございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、質問もないようですので採決に移ります。議案第97号財産の貸付けについては、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第97号は原案どおり決しました。ここで委員会を休憩とし、分科会の審査を行います。

(休憩 10時20分)

(再開 10時42分)

○奥谷委員長 それでは、総務市民委員会を再開いたします。その他の報告事項に移ります。追加議案の提出について、執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課でございます。資料の6追加議案の提出についてをお願いいたします。財産の取得について、令和元年度(仮称)土浦市立学校給食センターにおける厨房消耗品購入(追認)をお願いいたします。こちらにつきましては、小学校教師用教科書等購入追認の議案提出に伴いまして、全庁的に調査を実施する中、令和元年度に購入いたしました学校給食センターにおけます厨房用消耗品について、本来議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定いたします予定価格が2,000万円以上の財産の取得に該当するという案件にも関わらず、議会の議決を経ずに購入したことが判明したものでございます。財産の取得について、この度、議会の追認を求める議案を提出させていただくものでございます。本件の概要についてでございますが、学校給食センター再整備事業に伴いまして、厨房用で使用いたします食器等の消耗品について契約、購入をしたものでございます。2の追認を求める内容でございます。記載の3件の契約となっております。全て消耗品の購入でございます、こちら3件に分けた理由といたしましては、入札をスムーズに実施していくというためのもので

ざいます。まず、その1でございまして、表の内容の欄に記載のとおり、食器、お玉、食缶などを購入したものでございまして、市が指定した規格がございまして、ただ、それ以外のものでも材質や大きさ等が同程度のものであれば認めるといった内容の仕様で入札をしたものでございまして、その仕様に対応した市内7業者により、指名競争入札を実施したというものでございまして、つづきまして、その2でございまして、こちらは給食センターに導入いたしましたアイホー製の洗浄機とスライサーに対応した食缶やスライサーの替え刃の購入でございまして、こちらは機械に伴ってアイホーの型番指定というものでございまして、アイホー社の製品を取り扱っている市内業者7社による指名競争入札を実施したというものでございまして、つづきまして、その3でございまして、こちらアイホー製の洗浄機を導入しましたので、それに対応した特注品の食器を入れるかごを購入したもので、こちら取扱い可能な業者はアイホー調理機1社ということでございまして、1者による随意契約をしたものでございまして、いずれの契約につきましても予定価格が2,000万円を超えているものでございまして、つぎに、本件の判明の経緯でございまして、小学校教師用教科書購入の追認の議案提出に伴った調査で判明したものでございまして、本契約につきましても、厨房の給食への食器などの全てが少額の消耗品を大量に購入したという内容でございまして、当時は消耗品ということから、条例に規定しております議会に付すべき契約及び財産の取得という所には該当しないということで、契約議決が必要ないと判断してしまっただけでございまして、しかしながら、改めて本件の契約内容を法令解釈等に照らし、確認したところ、議会の議決を要する財産の取得に該当するという認識に至ったものでございまして、10ページをお願いいたします。議会の議決が必要な財産の取得についての考え方について、原則ですけれども、1契約の予定価格が税込み2,000万円以上であること、また総価による契約であることといったものでございまして、今後の対応といたしましては、今回の議会に追加議案として提出させていただきます。また、今後契約事務に関する法令知識の向上に努めていかなければなりませんので、これにつきましても職員に改めて研修等を実施していき、知識の向上を図っていくとともに再発防止に努めていければと考えているところでございまして、つづきまして、3ページをお願いいたします。こちらは参考資料として載せさせていただいたものでございまして、こちらにつきましても、議案となる契約の基準から物品とはどういうものかというもの、それと市の契約の部署がどういうふうになっているかというのを簡単に示させていただいたものでございまして、まず、議案となる契約についてですけれども、地方自治法第96条に地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならないと記載されております。その8に、政令で定める基準に従い条例に定める財産の取得又は処分をすることということにされてございまして、この基準につきましても、地方自治法施行令第121条の2の2の②のほうに、財産の取得又は処分につきましても、別表第3と別表第4に書かれている金額を、下回らないこととするということが記載されております。こちら左のほうの工事又は製造の請負につきましても、市の部分に1億5,000万円と記載されてございまして、本市も同様でございまして、つづきまして、不動産もしくは財産の買入れもしくは売払い、土地についてはその面積が

5, 000平米、市町村にあっては5, 000平米という記載がされておりますが、市のほうでは2, 000万円という記載がされております。これに基づきまして、土浦市の条例では、議会の議決に付すべき条例及び財産の取得処分に関する条例という部分で、同様の金額で示されているところがございます。こちらの第3条に、地方自治法第96条第1項第8号に規定する議会の議決をしなければならない財産の取得又は処分予定価格が2, 000万以上の不動産もしくは動産の買入れというのが記載されておりましたが、財産の取得であってこちらは動産の買入れですよということが書かれておりますが、この動産の買入れは何だといった時にですね、その下の段、動産、物品のということになります。物品とは何かということが示されておりますけれども、自治体の所有する動産だったり、現金、公有財産、基金以外のものは全て動産であって、2, 000万以上購入した場合は、議会の議決が必要になりますよというような解釈になるといったものでございます。つづきまして、次のページを見ていただきまして、こちらは物品の区分になりますけれども、土浦市の物品会計規則において区分されております。土浦市では備品につきましては耐用年数が3年以上のもの、価格が5万円以上のものと。消耗品にあつては使用によりその性質又は形状が変質し、消耗し又は破損し易いものなどと書かれている所がございまして、こちらの部分では消耗品はこのように書かれているんですけど、地方自治法、入札にあっては、備品であっても消耗品であっても、2, 000万超えれば議会の議決が必要となってくるようなものでございます。つづきまして、市の契約部署についてでございますが、基本的には入札から契約締結までは管財課で実施しているものがございますが、定価販売のものや電気や保険等を相手の価格によりまして役務を受けるものなどにつきましては、担当課契約ということで示されております。こちらにつきましては、土浦市の契約規則第52号に、各課等において行うことができる契約ということで、(1)から(8)までが示されてございます。さらに、(8)につきましては、市長が別に定める契約については次のとおり運用基準があるといったところでございます。こちら(1)から(7)までであると。今回の教科書についてなんですが、この(8)の(2)に記載のとおり、定額であり、競争の余地がない物品の購入といった所に当てはまるといったものでございます。ただ、こちらの基準ではございますが、あくまでも担当課契約につきましては管財課のほうで合議、また協議等が必要になってまいりますので、その中で担当課契約が適当かどうか、また管財課契約が適当かどうかというのは、その案件ごとで判断をしていくといった内容になっているものでございます。簡単でございますが、参考資料の内容について説明させていただきました。細かい内容については、後日個別等で対応させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○**柳澤委員** 発生した経緯について、なぜ起こってしまったかということが非常に良く分かりました。やっぱりこの法令や条例などのこの文言の読取りとか解釈違いというのは往々にしてあることですので、そこについて今回再発防止策として法令知識の向上を図るということをおっしゃっていただきましたが、これはそうなりますと、例えばその

課員の方々、一人ひとりのマンパワーというか、そういったところにその再発防止、まずマンパワーだけで再発防止を図るということになるでしょうか。例えばシステムとか機械的なところでの再発防止を図らないということになるでしょうか。

○皆藤管財課長 今考えてございますのは、まず職員による研修会のほうをやって、この内容を説明していきたいという、それで周知を図っていくというふうにやっていきたいと思っています。

○柳澤委員 分かりました。ありがとうございます。その上でなんですが、やはり再発防止を図る上では、人だけに頼るといった場合というのは再発の可能性というのは非常に高いというふうに一般的には言われておまして、ヒューマンエラーを防ぐ上で大事な策はいくつかあるという中で言われるのは、やっぱり機械的な方法に頼ると。機械化、IT化で防ぐようにするってのが、一つ言われているものであります。例えば、これがエクセルですとか、ソフトウェアでしたら、例えば異常値を入れたらエラーマークが出るとか、あとは総額で幾ら以上まで、今回でしたら2,000万以上になるものでしたら、それでもエラーマークが出るとか、そういった機械的な所で注意を向けないと、例えば今勉強会開いた直後で、やはり意識というのは非常に向上すると思いますが、この執行部というかこの市役所の人事というのは非常に流動的だと私は考えていますし、そこで知識が分散してしまうと、数年以内はおそらくその知識というのが非常に厚いんですけども、そこがどんどん分散してしまう。そうすると例えばベテランの方々が抜けてしまえば、またちょっとこれに対して、今回の問題に対しての意識というのは薄れてしまうのかということがありますので、せっかくこうしたケースが起こったからというのは変なんですけれども、これを生かすためには、何かこう機械的な部分にこれを保存しておいて、誰が見てもこういった知識のない、究極で言えば知識のない新規採用職員の方が扱っても同じエラーが起こらないようなシステムが作ればいいのかというふうに思いますので、そういった部分も御一考いただければなというふうに思います。

○奥谷委員長 今の件に関しては管財課含めあと人事、後はDXあたりも関係をしてくるのかなと思いますので、全庁的にその辺りも検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、この件は先ほどもありましたように、本会議の最終日に委員会を改めて開催をして、皆さんにまた御協議をしていただくということになりますので、よろしく願いいたします。つぎに、②災害時における班別初動対応訓練結果について説明願います。

○大橋防災危機管理課長 同じフォルダの資料7をお願いいたします。事前の委員会で篠塚委員からも御質問がございました市議会議員の皆様にも御参観いただきました11月16日土曜日に実施いたしました災害時における班別初動対応訓練、全18班、職員133人を動員して実践的な訓練を行った結果の報告でございます。細かい資料になっておりますが、企画側であります防災危機管理課といたしましては、いずれの職員からも否定的な意見が一切なく、全ての班が意欲的に実践していただいたことを、何よりの

成果であったと手応えを感じております。また、訓練を経まして、新たな課題等も見えてきました。これらの課題を分析検証し、今後も定期的にも実施することで、習熟度についても向上させたいと考えてございます。訓練結果の報告は以上でございます。

○奥谷委員長 この件に関して何かご質問ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 非常にいい訓練だったかなというふうに思います。また、取りまとめまでいただきましてありがとうございます。私も当日拝見をさせていただいて何点か申し上げたんですけれども、これを1回で終わりにするのではなくて、平日のパターン、休日のパターンでやったり、朝と夜のパターンでやったり、あと季節的に夏冬のパターンでやったりということも想定できると思いますので、いろいろなバージョンで訓練することが必要かなというふうに思いますので、引き続き御対応いただきますようによろしくお願いいたします。それでは、その他執行部から何かございますでしょうか。

○田中課税課長 課税課でございます。こちらも事前の総務市民委員会で、篠塚委員から年収の壁103万円が178万円に引き上げられた場合、土浦市の減収はどの程度になるのかという御質問をいただきました。特に資料などは御用意しておりませんので、口頭で回答させていただきます。仮に178万円まで引き上げられた場合、本市では令和6年度の個人市民税の税収で試算しましたところ、約28億円の減収で、個人市民税では約30%の減、市税全体の収入では約12%の減が見込まれます。報告は以上でございます。

○奥谷委員長 ありがとうございます。この件に関して何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 今少し落ち着きましたけど、ほかの自治体でも様々な数字が出ておりますので、引き続き注視をしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○柳澤委員 今の税収減のお話に関してなんですが、税収自体は減になるということなんですが、個人の収入は上がるということになりますので、そこで発生するその経済的な効果というんでしょうか、その部分というのは御確認いただいたでしょうか。

○田中課税課長 詳しい経済効果というのはまだ検証していないんですが、大和総研で試算しましたところ、年収200万の方は減税が約8万2,000円ぐらいになると。年収500万の方は減税が13万3,000円、年収800万の方だと減税が22万8,000円と、そういった試算の報道がございます。ですので、こちらに関しては、収入のほうが増えることによってその影響が経済のほうに出るのではないかと、あとは人手不足が解消されるんじゃないかと、そういうことを程度でしか把握してないんですが、すみません、よろしく申し上げます。

○奥谷委員長 28億円ということと、後は手取りが増える分、消費も増えていくわけですから、その辺のマイナスとプラスの部分が多分あるかなというふうに思いますので、引き続き注視をお願いします。ほか、執行部からございますか。

○山口市長公室長 執行部からはございません。

○奥谷委員長 それでは、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

○篠塚委員 昨日の全員協議会で知らされましたダイバーシティ研修についてちょっとお伺いしたんですが、その前に執行権がある市長筆頭とする執行部と、それからそれを監視する議会が二代表制で実施していて公務に従事されていると思うんですが、そこにはやっぱり基本的なルールがあって、規則を守りながら公務を遵守していると思うんです。その中でですね、今回研修会についてですね、執行部側が企画したものについて、いきなり全員協議会の所に出されてですね、議員の研修だと言われてもですね、実際具体的にどういうことをやっているんだという所が、市の方針としてダイバーシティについてやっていくんだという方針は分かるんですが、市職員に対する研修であれば分かるんですけども、議会の研修であれば、本来であれば別組織であるので、議会の長は議長ですので、議長に話はいっているということは聞いていますが、議長から本来であれば、議会運営委員会なり所管の委員会なり説明があって当然だと思うんです。いきなりこのようなものが出てくると、非常に二代表制の中でどうなんだろうということも出てくるので、この辺は注意していただきたいと思うんですが。それでこれで議員対象となってもですね、この文書であれば別に議員は行かなくても義務はないので、その辺も含めてせっかくやる研修ですから、その辺は調整してやっていただきたいと思います。この件に関して御質問をさせていただきたいと思います。

○水田市民生活部長 今回の件、昨日全員協議会の場で御説明をさせていただきましたが、今篠塚委員からお話がありましたとおり、手続上、不備がありました。本来であれば、この総務市民委員会の中で事前にお諮りをさせていただいて、御承認をいただいってから議員の皆様にお知らせをするという内容、それからプロセスですね、執行部側から議会のほうに御説明をさせていただいた後に、議長からそれぞれの議員のほうに諮っていただくという流れも今回欠けていたと感じてございますので、以降、このようなケースがあった場合には、手続をきちっと踏んで実施をしていきたいと考えてございますので、今回は我々のほうに落ち度があったことを謝罪させていただきたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。

○奥谷委員長 それではですね、このようなことがないようにお願いをいたします。

○元川議会事務局次長 ただ今の件で、議会事務局のほうからも一言を申し上げたいと存じます。今回のダイバーシティ研修の実施ということで、先ほど議長のほうへ依頼があって進めていたというお話あったかと存じます。それで事務局のほう、私のほうでも所管の部署との調整、事前の御案内、協議という部分について、至らない点ございまして今回のような事態になってしまった部分もございまして、私のほうからもお詫び申し上げます。先ほど市民生活部長からもお話ありましたけれども、今後こういったことのないように留意して対応してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。申し訳ありませんでした。

○奥谷委員長 引き続き、議会事務局とよくコミュニケーションをとっていただいて、進めていただければと思いますので、よろしくお願いいいたします。ほか、委員の皆様からございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** それでは、執行部の皆様は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。羽成環境衛生課長そのままお残りください。よろしく願いいたします。

(執行部退席)

○**奥谷委員長** つぎに、協議事項(3) 請願陳情の審査に移ります。今回当総務市民委員会には陳情が2件付託をされております。はじめに、受理番号19土浦市さわやか環境条例に関する陳情書について、審査を進めてまいります。資料8の御用意をお願いいたします。それでは、事務局、朗読をお願いいたします。

○**津久井議会事務局書記** 土浦市さわやか環境条例に関する陳情書。趣旨、空き缶やたばこの吸い殻等のいわゆるポイ捨てを禁止する条例が土浦市でも土浦市さわやか条例として制定されています。しかし、市も警察もこの条例によって動くことはなく、実効性がありません。条例が制定されて30年になりますが、土浦市に美しくさわやかな環境の形成がなされるのはほど遠い状況です。実際、私の住む地区の周辺でも、以下のような状況が見られます。市道上に定期的にたばこの吸い殻がばらまかれている。飼い犬のふんを持ち帰らずに、道の脇に埋める。橋に鳩の餌をまく。周辺での鳩のふん害の原因。風俗街の歩道には常時いくつもたばこの吸い殻が落ちている。これらを市や警察へ通報しても、原因の究明や対策はほとんど行われません。今一度、この条例を見直し、条例の第1章にある目的を果たすため、以下のように陳情をいたします。陳情事項1、抑制効果を高めるため、条例の第8章罰則の見直しを検討し、条例を改正する。2、現場での科料徴収や取締りについて検討する。3、条例の第4条「市の責務」についてより深く自覚するよう市職員に促す。4、条例について改めて市民に知れ渡るよう、様々な手段を用いて継続的に啓発活動を行う。以上です。

○**奥谷委員長** ありがとうございました。それでは、事前に要求をしておりました資料について、執行部より説明願います。

○**羽成環境衛生課長** それでは、土浦市さわやか環境条例のあらましにつきまして、御説明を申し上げたいと存じます。サイドブックス資料9、土浦市さわやか環境条例についてを御覧いただきたいと存じます。まず、1番の条例制定の経緯でございますが、御案内のとおり、本条例はごみのない美しくさわやかな環境の形成を目指しているものでございまして、自分たちのまちは自分たちで綺麗にするという自治の原点に立ち返りまして、行政のみが行動するのではなく、市民、それから事業者など、地域のあらゆる人々が一体となって地域ぐるみで取り組んでいるものでございます。本市では従来から空き缶等の散乱防止や雑草等の除去、こちらの条例を定めまして環境美化に取り組んでおりましたが、本条例が制定されました平成7年当時には、たばこの吸い殻などのポイ捨て、放置自動車、飼い犬のふん害など、まちの環境を悪化させます新たな課題のほうでクロージングアップされておりましたことから、それらを踏まえた既存条例の整理等、反映を行いまして、環境に係る条例を一本化し、市民の皆さんに条例の目的が分かりやすいよう、名称のほうもさわやか環境条例といたしまして、意識喚起と周知啓発を図ったものでございます。また条例のほうへ新たに罰則を規定することで、違反行為に対する強化姿勢を示しまして、人々の行動を変える強いきっかけとしたものでございます。次ページに

なります。制定内容でございますが、本条例の構成は資料中ほどに記載しましたように、第1章から8章にわたるものとなっております、ポイ捨ての禁止、空き地の美化、空き缶等の散乱防止、自動車等の放置防止、そして飼い犬のふん害の防止に係る事項を規定し、市民等がそれぞれの役割のもと、共に努力していくこととしてございます。今回陳情の趣旨にございましたポイ捨ての禁止につきましては、空き地、それから公共の場所でのごみやたばこの吸い殻などのポイ捨てを禁止するとともに、空き地の所有者や公共の場所の管理者に対しまして、ごみをみだりに捨てられないよう、自ら必要な措置を講じる努力を求めてございます。また、公園や広場、道路、河川などを公共の場所にみだりにごみを捨てた場合など、いわゆる条例に違反した際、科料を課す旨の罰則規定を設けておりますが、この条例の意図としましては、罰則によって美化を強制するものではなく、違反行為者に対しましては、あくまでも粘り強く説明、説得を図りつつ、一部の悪質な行為者に対しまして、罰則を適用できることとした経緯がございます。また、条例に定められている罰則につきましては、2種類ございまして、参考までに資料下の表に比較を記載させていただきましたが、表の左側、罰金そして科料、こちらは刑罰、財産罰の性格を持ち、刑事訴訟法が適用され、違反行為の取締りは警察が担当しまして、裁判によって確定した金銭が課されるものと、表の右側、過料、同じ過料でございますが、こちらはいわゆる過ち料で地方自治法に基づく条例に根拠を置きました金銭罰といたしまして、市長の権限で現金を徴するもの。こちらは違法行為の取締りに警察は動きませんが、逮捕勾留などもございませんが、この2種類があるところでございます。本条例におきましては左側の罰金、科料を採用してございますが、これは条例の過ち料、これを課することができる旨規定されましたのは、平成12年の自治法改正に伴うものでありまして、それ以前は条例に過料を定めることができず、本条例につきましては、刑罰規定、罰金、科料となっているものでございます。一般的に罰金、科料につきましてはポイ捨て等の行為について、仮に警察に告発を行いましても、なかなか警察のほうで、やはり前科がつくというようなこともございます。なかなか動いていただけないというのは、全国的に一般的な状況ということでお聞きしております。説明のほうは以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○**篠塚委員** 土浦市内で環境問題に取り組んでいる団体の方はたくさんいらっしゃると思うんですが、例えば市民委員会の環境部でゴミ減量に努めたり、環境美化に努めたりと、それからさわやか環境推進員が各地区にいます。それから環境基本計画推進協議会とか、いろいろなものがあると思うんですが、分かれば紹介していただけますか。

○**羽成環境衛生課長** 今篠塚委員からございましたように、環境に係る様々な組織がございまして。さわやか環境推進員につきましては、当課のほうで担当させていただいているものでございまして、各地区のほうから推薦があって、各地区の集積所でありまして、不法投棄であるとか、そういったものに御協力を賜っているような状況でございます。こちらにつきましては私どものほうも一緒になりまして、いわゆるボランティア的な性格を持った活動もしていただいているというところでございます。一緒にまちの美

化に努めているというような状況でございます。その他、環境問題の関係でありますとか、様々委員さんに出ていただいているような集まりもございます。直接的に私どものほうで環境美化に特化して、皆様にそちらのほうへお願いをしている経緯はないんですが、会議に出させていただいたタイミングでいろいろそういった状況をお話いただいて、対応のほうをしているような状況となっております。

○小坂委員 ちょっと話が違ふと思うんだけど、ある人がある場所にごみを毎回捨てていたということがありまして、要するにごみ袋を集積所に捨てないで、別な場所に捨てていたんです。ある日、警察官が来まして、ごみを捨てたのを見つけた人が警察に通報して、本人を特定して、張り込みをして、現場を押さえて、実際の話、逮捕に近い形で、任意ではなくてですね、条例に違反しているということで連れて行って事情聴取をしたと話していました。ですから、警察が動かないということはないということだけは、皆さん認識していただいたほうがよろしいかなと思います。それは悪質だったという言い方もありますが。だから私は何が言いたいかっていうと、この陳情書は非常に具体性がないので、これではね、実際の話何もできないし、当然我々もじゃあ何を取り締まるのか、何を見るのか、そして取り締まることが実際にできるのか。警察権がなくてですね、一般の人間ができるはずがないです。相手が反撃してきたらね、それこそ違った意味で犯罪になってしまうかもしれないので。ですから、この陳情の書き方そのものがちょっと違うかなあと思いながら、条例全般についてどうだというようなことなので、私が個人的に思ったことを言ってしまうかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○羽成環境衛生課長 今の小坂委員からございました警察のほうの動きでございます。先ほど私のほうで警察の動きが少ないというようなお話で申し上げましたが、委員がおっしゃったように、ある程度の悪質なものに対しては直接警察のほうに通報が入っているということはお伺いしてございます。この手続を進める際には、市のほうから警察のほうに告発をして、罰金、科料というところまでで手続上は進んでいくような流れになるものでございます。ですので、必ずしも警察が動かないというところはございませんので、それにつきましては今御紹介があったような内容となっております。

○奥谷委員長 ほかに質問がなければ、執行部には御退席いただこうかと思いますが、皆様よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは質疑も出尽くしたようですので、執行部は御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(執行部退席)

○奥谷委員長 それでは、この陳情書の内容について委員の皆様の御意見を伺ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○柳澤委員 今回の土浦市さわやか環境条例、先ほど羽成課長からも御説明があった中で、やはり悪質、特にその科料の部分、罰則のほうですか、一部の悪質な行為者に対して適用されるものであって、あくまでも粘り強い説明や説得での環境美化を図るというような趣旨であるということである以上、例えば今回陳情事項の1番や2番ですか、小

坂委員が先ほどおっしゃったようにですね、小坂委員が例に出されたような特定の個人の方が連続して行っているというものであれば、悪質なものというふうに取りられるケースはあると思うんですけども、例えば今回の陳情者の出された例であれば、特定の個人が連続して行っているというようなことには当たらないのかなと思いますし、これが悪質かと言われるとちょっと特定のしようがないのかなというふうなこともあります。先ほどのやはり条例の趣旨から言いますと、陳情事項の1、2番の部分については、改正の余地はないのかなというふうに思っています。ただ、その一方で4番、この条例の周知については行っていてもいいのかなとそういうふうには思います。

○篠塚委員 多分マナーが悪い人は幾ら過料を加えても全然直らないでしょうし、前回の呼び込みの条例の審査の時も調査、研究しましたが、過料を掛けるということは、それを取り締まる体制を取らなきゃいけない、警察以外ですね。そうすると、それだけでも相当な事業費も掛かりますので、この辺はどうなのかなと思うんですが、先ほどさわやか環境推進員以外にも土浦市には市民委員会の環境部とか、それから土浦市全体で見ると、環境問題に取り組んでいる団体がたくさんいらっしゃいます。その方たちがパトロールをしながらごみを拾って歩いていただいているんですね。ましてや花火大会の時に、周辺の中学校の生徒がごみを拾っていただいていると。ごみを拾った子供たちは将来ごみを捨てないというようなこともありますので、そのような体制が整っていますので、この陳情に対しては、趣旨には賛成できませんので、陳情項目が1、2、3と書いてありますけども、これは既に頑張っているんじゃないかと。ただ、マナーが悪い人は実際にいるのは事実なので、この辺は地域の環境推進員の方、それから環境部の方と協力しながら、注意をしていって、綺麗なまちを作っていくということだと思います。

○古沢委員 罰則の問題じゃないんだよね。今現在、罰則があるんだから。実際に現実問題としてね、いやこの前ある人間がたばこを吸って5,000円取られたと、前科一犯だってよ。実際そうなれば今度随分効き目はあるわね。実際にそれが何例か出れば。けれども、警察は動かないと。だから、罰則の問題じゃなくて、私はこの4番目はいいと思うんですよ、改めて市民に知れ渡るような様々な手段を用いて継続的な啓発活動を行う。当面これしかないのかな、現行はね、動画か何か見て警察に送って捕まえてくれることじゃなくて。4番はこのとおりだと思いますよ。あと、3番が分かんないんだよね。市の責務についてより深く自覚するよう市職員に促す。市の職員大変だね、これ。

○滝田副委員長 今、様々な意見が出たかと思うんですけども、まず一つはこの実際その地区の周辺の具体性がまずないっていう。一体どこでこれが行われているのか、鳩に餌をまいているのは誰なのかっていうのも具体性がない。陳情事項のほうでも1、2、3、4と項目がありますけれども、高めるためにとか、罰則をきつくして、罰金を高くすればいいという問題でもないし、市の責務についてと言っても、各自治体というか、関係団体の皆様も年に1回かすみがうらクリーン大作戦っていうのもありまして、そういった所でも年に1度はごみを拾っている中で、ごみの量なんかも大分少なくなってきたっていうのは、ここ数年で言えば効果があるんじゃないのかなっていう部分と、や

はりさわやか条例の中でも、事業者の責務の中でもあるように、今事業者で工事発注されたりすると、周りのごみを拾うということも周知することで、工事の評価が上がったりとかそういった部分もあるし、建設業組合でも各地域で事業者さんが先頭になって拾っているっていう事例もありますし、周知に関してはすごくここ数年変わってきているなっていうのも感じます。やはり、声を掛けるということが一つのコミュニケーションでもあるし、ごみ拾いというのは。そういった部分を考えますと、やはりこういった条例を厳しくしてくださいとかっていうのは、もうこれ以上やる必要がないのかなど。今の日常の中で、このさわやか条例もこういうふうになっているところを変えたりというよりも、やはり一人ひとりが気をつけるように、注意を払ってやっていくのが一番近い土浦市をさわやかにする部分なのかなと思うので、今回の陳情に関しては、自分のほうも受け止めるということとはできないなと思っております。よろしくお願ひします。

○小坂委員 先ほどの話の追加なのですが、個人の家に捨てたんじゃなくてですね、河川敷に捨ててあったので、これは本当に犯罪です、本当はね。このさわやか条例ができて、今滝田副委員長がおっしゃったとおり、もう本当ひと昔、ふた昔より今はポイ捨てもないしね、実際の話、ほとんどごみは落ちてないというのが現実ですか。この条例ができて、やはりそれなりの効果があって現在があるということなので、この条例に対しての見直しというのは、私は必要でないと思ひますので、この陳情書については不採扱だということによろしくお願ひします。

○目黒委員 私もう皆さんと同意見でございまして、私、道路愛護ボランティアで不定期に道路のごみを拾っていまして、確かにたばこの吸い殻が多いというのは実感としてありますけれども、やっぱり継続していくと徐々に減ってきているなっていうのも実感としてありますし、それを特定するというよりもやっぱり綺麗にして、そういった市民の方のモラルやマナーの向上をさせていくことのほうが非常に大事かなと思ひます。特に陳情事項の4の所が本当に重要なことだと思ひますので、ここもですね、継続的にやっていくっていうところでほかの面に関しては、十分今の時点ではできているというか、大きな問題もなくというような私の実感ではございまして、まずはしっかりとマナー、モラルの向上を図っていくことが重要かと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○菅井委員 私も皆様と同意見で、この4番については、今結構私自身も例えば子供を連れて各種団体等でこういった清掃活動だったりとか、確かにすごくこのたばこのごみとかがなんか特にやっぱり何かの行事の後だったりとかすごく多いなとは感じるんですけど、そういったところで積極的にそういう活動に皆さんで取り組んでいるというのが広がってきているようにも感じますし、いろいろ見直しをすれば、全部変わるかって言ったらそういうわけでもないのだから、やはり4番についてという所が一番大事だと思ひます。何でもかんでも見直すべきではないのかなと思ひます。

○奥谷委員長 ありがとうございます。皆様から御意見いただきましたけれども、ほかにございますか。

○古沢委員 さわやか環境条例に違反すると、罰金を取られるんだって知っている市民

って意外と少ないんじゃないですか。多分知らないと思う。だから、それを知ってもらうためには、犬のふんを持ち帰ってもらうという土浦市が看板を貸してくれるのか、貰えるのか分かりませんが、そここのところにさ、ちょっとでもさ、そのことを書いておけばいいんじゃないかな、これを犯罪なんですよって思ってもらうように。その辺どうでしょうかね。いやこれね、たばこは捨ててあるよ、あっちこっち。俺いつも荒川沖に行く喫茶店があるんだけど、俺の知り合いなんだけど、その周辺のたばこの吸い殻を俺いつもそこに行くとき拾っているんだよ。俺もたばこ吸いだからさ、嫌なんだよやっぱり。じゃなくたって、たばこ吸いは嫌われるんだから。だから、犯罪なんですよということを知ってもらうということは俺は大事だと思うよ。知らない人がほとんどだと思う。

○奥谷委員長 それでは、大体御意見は出尽くしたかなというふうに思いますが、このまま採決に移りたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、今回の受理番号19土浦市さわやか環境条例に関する陳情書について、これを採択とする方は挙手願います。

(挙手なし)

○奥谷委員長 採択はなし。それでは、不採択とする方は挙手願います。

(全員挙手)

○奥谷委員長 それでは、受理番号19土浦市さわやか環境条例に関する陳情書については、不採択といたします。

○篠塚委員 採決は決まったんですが、先ほど皆さんが4番目の啓発活動という所を言われていましたので、委員会としても環境美化には重要性がありますので、今まで環境美化に取り組んでいる団体と一緒に、今後も引き続き啓発活動を続けていくというような意見を入れたらいかがなものでしょうか。

○奥谷委員長 今篠塚委員からこのような御意見がありましたけれども、そちらを意見として付すという形でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、そのような形で不採択ということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(執行部入室)

○奥谷委員長 つぎに、受理番号20明るく正しい選挙の啓発に関する陳情書について審査を進めてまいります。資料10を御用意ください。それでは、事務局陳情書の朗読をお願いいたします。

○津久井議会事務局書記 明るく正しい選挙の啓発に関する陳情書。趣旨、私たちが豊かで幸せな生活を送るには立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで明るく正しい選挙を有権者である市民に呼びかける必要があります。他の自治体においては、ホームページなどを使って選挙管理委員会が選挙運動や政治活動について丁寧に分かり易く解説したり、質問に答えたりしています。土浦市において

も、違法な選挙運動や文書図画の規制について積極的に広める必要があります。陳情事項1、選挙管理委員会や市、市議会により、明るく正しい選挙について継続的にPR活動を行う。解説やQ&Aのホームページの作成、市役所や駅前での掲示、明るい選挙啓発ポスターと連動したPRなど。以上です。

○奥谷委員長 ありがとうございます。それでは事前に要求しておりました資料について、執行部から説明願います。

○細野選挙管理委員会書記次長 資料11の明るく正しい選挙の啓発を御覧いただきたいと思えます。はじめに、選挙管理委員会について、組織と主な業務について、御説明いたします。選挙管理委員会は、地方自治法に基づき、地方公共団体に置き、4人の委員をもって組織するとされております。事務局は、総務課内にございます。主な職務としては、議会の議員および長の選挙、国政選挙等において投開票事務を行うとともに、選挙人名簿の作成・管理などを担当しております。また、今回提出されました陳情書の趣旨に記載されております「明るく正しい選挙を有権者に呼びかける必要がある」とのことについては、選挙管理委員会としても、選挙が、公正かつ適正に行われるよう、有権者の政治意識の向上に努めることや、選挙違反など選挙について必要と認める事項を、有権者によく知らせることも、重要な職務となっております。ここで、陳情書にある「明るい選挙」の意味することにつきましては、所管である総務省のホームページにも記載がございます。資料の2番を御覧いただきたいと存じます。明るい選挙とは、「国民が、買収や供応、供応とは、食事や酒などを出してもてなすことですが、こういった選挙犯罪や、義理人情などによるゆがんだ選挙を排し、選挙が公正かつ適正に行われ、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙のこと」をいうものでありまして、そのためには、国民一人ひとりが選挙制度を正しく理解し、政治や選挙に関心をもつために、この明るい選挙を推進していくことが重要であるということでございます。陳情事項1に記載されている指摘事項は、「選挙管理委員会や市・市議会により、「明るく正しい選挙」について継続的にPR活動を行う。」ということですが、現在、本市選挙管理委員会が、明るく正しい選挙を推進するために、取り組んでいる主な推進・啓発活動を、3番に記載いたしました。こちらは、常時啓発と選挙時啓発に分類して記載いたしましたので、後ほど御確認をいただきたいと存じます。また、陳情書には、「明るく正しい選挙」のPR活動の例、解説やQ&Aのホームページの作成に関し、参考例として、水戸市など4市のホームページが添付されております。本市選管のホームページは、今年10月、土浦市ホームページのリニューアルに併せて、掲載内容を充実しており、先ほどの4市のホームページの内容も含んだものとなっております。参考までに、本市選管のホームページの一部を抜粋したものを、資料として用意させていただきました。資料12を御覧いただきたいと思えます。1ページ、2ページはトップページになります。そして、青文字が見出し、大項目になります。この大項目の中で、陳情事項に関連する項目は、上から2番目の「選挙制度と投票の方法」、一番下の「選挙に関するFAQ」そして、2ページ、一番上の「選挙啓発」になります。3ページ以降は、トップページの大項目をクリックして入った内容です。3ページ、4ページは、「選挙の基本・啓発資料・明るい選挙の

推進」に関するページで、上から「なるほど選挙」として、選挙の意義、種類、立候補の仕組み、選挙違反と罰則など、選挙に関して総合的な内容を掲載してある、「総務省の選挙関連のホームページ」へリンクを貼っております。また、啓発資料や、明るい選挙の推進の関連ページを案内しています。資料5ページは、「なるほど選挙」の総務省のホームページになります。6ページから11ページは「選挙に関するFAQ」を掲載しています。6ページ以降が「投票」に関する質問、そして9ページ以降が「選挙運動と政治活動」と、2区分の項目に分けて、見る方が分かりやすくしております。12ページ以降は、本市選管が取り組んでいる啓発活動や、主権者教育、年齢に応じた選挙教育の資料、啓発動画を掲載しております。後日、実際のホームページを御覧いただきたいと思います。説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ありがとうございます。ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

○柳澤委員 ありがとうございます。このホームページの更新の頻度というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○細野選挙管理委員会書記次長 選挙からこちらのホームページの更新につきましては、必要に応じて更新するというので、今回このページの一番上にお知らせ欄がございます。こちらのお知らせ欄につきましては、先日ですね、総務省のほうから市民の方、有権者の方に知らせて欲しいということで、年末になりましたので、忘年会とかそういう時期で、立候補者、現職の方を含めて候補者の方から有権者に物を送らない、又は有権者のほうは求めない、それを受け取らないと3ない運動がありますので、この時期に合わせて掲載してくれということでそれをお知らせに掲載しましたので、必要に応じて掲載更新するようにしております。

○奥谷委員長 そんなに大きく頻繁に変わるものではないでしょうかね。そういう意味で、後は選挙の記録なんかも多分その都度だと思いますが、ほか、御質問ありますでしょうか。

○目黒委員 市民の方からですね、この明るく正しい選挙についての質問であったりとか、また先ほど紹介されたホームページについての何か御意見とか、今まであったりしますでしょうか。

○細野選挙管理委員会書記次長 通常は市民からの問合せというのはほとんどないような状況ですけれども、選挙がある時期につきましては、この活動というのは選挙違反ではないかというような問い合わせがございます。ただし、選挙管理委員会につきましては、捜査権限というのがございませんので、お話があった時には、その方のお話をよく聞きまして、状況を確認した上で、選挙違反かどうかというのが判断が難しいようなときには、警察のほうに御連絡をさせていただいているというような状況です。

○奥谷委員長 ほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、質問も出尽くしたようですので、執行部は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(執行部退席)

○奥谷委員長 それでは、この陳情書について、委員の皆様のお意見を伺ってまいりたいと思います。いかがでしょうか。

○柳澤委員 先ほどの執行部から御説明ありましたとおりでして、もう既にこの陳情書に載っているようなものは網羅されているかなど、十分以上かなど。また、市独自の取組まで書いてもごさいますし、改めてここで取り上げる必要ないのではないかなど私は思います。

○篠塚委員 陳情事項の選挙管理委員会、市までは分かるんですが、市議会議員、市議会となると、選挙で選ばれた議員で構成されている所なので、ここが選挙のことを口出してはいけないと思うので、この姿勢がいかがなものかと思うので、この陳情に対しては、もう既にやっていることなんでということです。

○奥谷委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、御意見も出尽くしたようですので、このまま採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、受理番号20明るく正しい選挙の啓発に関する陳情書について、これを採択とする方は挙手願います。

(挙手なし)

○奥谷委員長 採択はなし。不採択とする方は挙手願います。

(全員挙手)

○奥谷委員長 それでは、受理番号20明るく正しい選挙の啓発に関する陳情書については、不採択といたします。

○篠塚委員 6月に同じような内容の陳情書が同じ方から来ておりますので、同一内容の陳情や同一人物からの陳情に関しては、今後どうするか、議長のほうに委員長のほうから伝えていただいて、その対策を考えていただきたいと。同じような内容のことを繰り返し陳情で議論するというのはいかがなものかと思っておりますので、その辺は委員長のほうから議長に伝えていただきたいと思っております。

○奥谷委員長 今いただいた御意見、同一内容の陳情の取扱いに関しては私のほうから議長のほうに伝えると、議運ですかね、そちらで検討いただくというような形で、諮問していただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それではそのように取扱いさせていただきます。皆様からほかに何かございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。